

## 酢酸イソプロピル

## 神港有機化学工業株式会社

発行日:2016 年 04 月 21 日

改訂日:2019 年 12 月 06 日

バージョン:3.0

## 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称

製品名 : 酢酸イソプロピル

製品コード : SA1W12000

供給者の詳細情報

供給者の会社名称 : 神港有機化学工業株式会社

住所 : 兵庫県神戸市東灘区住吉浜町 1 8 番地の 2 6

担当部門 : 営業部 (電話番号: 06-6264-0491 FAX: 06-6264-8229)

緊急連絡先情報 : 本社工場 (TEL: 078-811-1931)

## 2. 危険有害性の要約

製品の GHS 分類、ラベル要素

## GHS分類

|        |                   |                |
|--------|-------------------|----------------|
| 物理的危険性 | 引火性液体             | : 区分 2         |
| 健康有害性  | 急性毒性 (経口)         | : 区分外          |
|        | 急性毒性 (経皮)         | : 区分外          |
|        | 急性毒性 (吸入: 蒸気)     | : 区分 4         |
|        | 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 | : 区分 2A        |
|        | 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)  | : 区分 3 (気道刺激性) |
|        | 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)  | : 区分 3 (麻酔作用)  |
| 環境有害性  | 水生環境有害性(急性)       | : 区分外          |

(注) 記載なき GHS 分類区分: 該当せず/分類対象外/区分外/分類できない

絵表示 (GHS  
JP)

注意喚起語 (GHS JP) : 危険

危険有害性情報 (GHS JP) : 引火性の高い液体及び蒸気  
吸入すると有害  
強い眼刺激  
呼吸器への刺激のおそれ  
眠気又はめまいのおそれ

注意書き

[安全対策] : 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。  
容器を密閉しておくこと。  
容器を接地すること/アースをとること。  
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/その他機器を使用すること。  
火花を発生させない工具を使用すること。  
静電気放電に対する予防措置を講ずること。

- 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレートの吸入を避けること。  
 取扱い後は手などをよく洗うこと。  
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。  
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。  
 指定された個人用保護具を使用すること。
- [救急措置]
- : 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。  
 皮膚を流水/シャワーで洗うこと。  
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 気分が悪いときは医師に連絡すること。  
 眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。  
 火災の場合：指定された消火剤を使用する。  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断/手当てを受けること。  
 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- [保管]
- : 製品は通常の条件下での取扱いおよび保管において安定である。
  - : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。  
 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。  
 施錠して保管すること。  
 日光から遮断すること。
- [廃棄]
- : 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 化学物質

| 成分名      | 含有量  | 化審法番号   | CAS 番号   |
|----------|------|---------|----------|
| 酢酸イソプロピル | ≥99% | (2)-727 | 108-21-4 |

安衛法番号

酢酸イソプロピル : (2)-727

注記：これらの値は、製品規格値ではありません。

### 4. 応急処置法

- 応急措置 一般 : ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断/手当てを受けること。  
 気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。
- 吸入した場合 : 気分が悪いときは医師に連絡すること。  
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 皮膚に付着した場合 : 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。  
 皮膚を流水/シャワーで洗うこと。  
 多量の水と石鹸で優しく洗うこと。  
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。  
 まぶたをよく開かせて、直ちに多量の水でしっかりすすぐ。

- 飲み込んだ場合 : 気分が悪いときは医師に連絡すること。  
 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
 飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡すること。

## 5. 消防対策

### 消火剤

- 適切な消火剤 : 乾燥粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素、砂

- 火災危険性 : 火は刺激性、腐食性、毒性ガスを出すことがあります。  
 消火水や希釈水が汚染を引き起こすおそれがある。

### 消火を行う者への勧告

- 特有の消火方法 : 適当な距離から注意して消火すること。  
 区域より退避させること。  
 安全に対処できるならば着火源を除去すること。

- 消火を行う者の保護 : 消火作業従事者は適切な保護具を着用する。

## 6. 漏出時対策

- 人体に対する注意事項、保護具  
 および緊急時措置 : 区域より退避させること。  
 適切な保護衣を着用していないときは破損した容器や漏洩物に触れてはい  
 けない。  
 回収が終わるまで充分な換気を行う。
- 一般的措置 : 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 環境に対する注意事項 : 地表水や排水溝に流入しないようにする。  
 中和せずに排水溝や水路に捨てない。
- 封じ込め及び浄化方法及び機材 : 多量に流出した場合、盛土で囲ってのち処理する。  
 乾燥した土、砂、不燃材料に吸収もしくは覆って容器に移す。  
 清浄な帯電防止工具を用いて吸収したものを集める。
- 二次災害の防止策 : 安全に対処できるならば漏えい（洩）を止めること。  
 全ての発火源を取り除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）  
 排水溝、下水溝、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。  
 着火源を取除くとともに換気を行う。

## 7. 取扱い及び保管法

### 取扱い

- 技術的対策 : 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。  
 火花を発生させない工具を使用すること。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。  
 容器を接地すること／アースをとること。  
 皮膚に触れないようにする。眼に入らないようにする。
- 注意事項 : 局所排気または一般的な部屋の換気を行い、蒸気の濃度を最小限に抑え  
 る。
- 安全取扱注意事項 : 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。  
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
 火花を発生させない工具を使用すること。

|           |                                                                                                                              |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 指定された個人用保護具を使用すること。                                                                                                          |
|           | 容器を接地すること／アースをとること。                                                                                                          |
|           | 使用前に取扱い説明書を入手すること。                                                                                                           |
| 保管        |                                                                                                                              |
| 安全な保管条件   | ： 容器を密閉しておくこと。<br>換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。<br>換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。<br>施錠して保管すること。<br>製品は通常の条件下での取扱いおよび保管において安定である。 |
| 避けるべき保管条件 | ： 日光から遮断すること。<br>他の物質から離して保管すること。<br>熱源から離れたところに保管すること。<br>長期間の保管を避ける。                                                       |

## 8. 暴露抑制／個人保護

### 管理指標

(酢酸イソプロピル)

|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| 管理濃度         | ： 100ppm                    |
| 許容濃度 (ACGIH) | ： TWA 100 ppm, STEL 200 ppm |

### ばく露防止及び保護措置

|            |                                                                         |
|------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 設備対策       | ： 適切な換気装置を使用する。<br>取扱いにおいては、局所排気装置を使用する。<br>作業場所に、緊急時のシャワーおよび洗眼の設備を設ける。 |
| 呼吸用保護具     | ： 換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。                                              |
| 手の保護具      | ： 保護手袋を着用する。                                                            |
| 眼の保護具      | ： 眼／顔面用保護具を着用する。                                                        |
| 皮膚及び身体の保護具 | ： 適切な保護衣を着用する。                                                          |
| 衛生対策       | ： 取扱い後は手などをよく洗うこと。<br>この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。                        |

## 9. 物理的及び化学的性質

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 形状                  | ： 液体          |
| 色                   | ： 無色          |
| 臭い                  | ： 特有臭         |
| pH                  | ： 知見なし        |
| 沸点                  | ： 89 ° C      |
| 融点/凝固点              | ： -73 ° C     |
| 分解温度                | ： 知見なし        |
| 引火点                 | ： 2 ° C (密閉式) |
| 自然発火温度              | ： 460 ° C     |
| 爆発特性                | ： 知見なし        |
| 爆発範囲 (上限、下限) (g/m³) | ： 知見なし        |

---

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 爆発限界 (vol %)    | : 1.8 - 7.8 vol %     |
| 蒸気圧             | : 知見なし                |
| 相対蒸気密度 (20 ° C) | : 3.5                 |
| 比重(密度)          | : 0.874 (20 °C)       |
| 粘性              | : 0.569 (20 °C)       |
| 溶解度             |                       |
| 水への溶解度          | : 4.3 g/100ml (27 °C) |
| 溶媒への溶解度         | : エタノール、エーテルに易溶       |
| Log Pow         | : 1.3                 |

## 10. 安定性及び反応性

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 反応性        | : 引火性の高い液体及び蒸気                  |
| 化学的安定性     | : 製品は通常の条件下での取扱いおよび保管において安定である。 |
| 危険有害反応可能性  | : 該当データなし。                      |
| 避けるべき条件    | : 日光、熱、裸火、高温、スパーク、静電気、その他発生源    |
| 混触危険物質     | : 酸、塩基、酸化性物質、還元剤                |
| 危険有害な分解生成物 | : 炭素酸化物(CO、CO2)                 |

## 11. 有害性情報

### 急性毒性（経口）

（酢酸イソプロピル）

ラットの LD50 値として、3,000 mg/kg (ACGIH (2003))、12,500 mg/kg (雌) (SIDS (2008)) との報告に基づき、区分外（国連分類基準の区分 5 又は区分外）とした。新たな情報源（SIDS (2008)）を追加し、区分を見直した。

LD50 経口 ラット : 3000 mg/kg

LD50 経口 : 3000 mg/kg

### 急性毒性（経皮）

（酢酸イソプロピル）

ウサギの LD50 値として、> 17,436 mg/kg (雄) との報告（SIDS (2008)）に基づき、区分外とした。

LD50 経皮 ウサギ : > 17436 mg/kg

### 急性毒性（吸入:気体）

（酢酸イソプロピル）

GHS の定義における液体である。

### 急性毒性（吸入:蒸気）

（酢酸イソプロピル）

ラットの LC50 値（8 時間）として、12,114 ppm (雌)（4 時間換算値：17,132 ppm）との報告（SIDS (2008)）に基づき、区分 4 とした。新たな情報源（SIDS (2008)）を追加し、区分を見直した。なお、LC50 値が飽和蒸気圧濃度（794,669 ppm）の 90%より低いため、ミストを含まないものとして ppm を単位とする基準値を適用した。旧分類における区分 4 の設定値 2,500-5,000 ppm が 2,500-20,000 ppm に変更されたために、区分を変更した。

LC50 吸入 ラット : 50600 mg/m<sup>3</sup> (Exposure time: 8 h)  
(mg/l)

LC50 吸入 ラット (蒸気 : 71.56 mg/l/4h  
- mg/l/4h)

### 急性毒性（吸入:粉塵/ミスト）

(酢酸イソプロピル)

急性毒性（吸入：粉末）： データ不足のため分類できない。

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

(酢酸イソプロピル)

ウサギに本物質（未希釈）0.01 mLを24時間開放適用した試験において、刺激指数は1（最大値10）であり、刺激性はなし又は軽度の刺激性ありとの報告がある（SIDS（2008））。また、ウサギに本物質500 mgを24時間適用したドレイズ試験において、軽度の刺激性がみられたとの報告がある（ACGIH（7th, 2003））。以上の結果から区分外（国連分類基準の区分3）と判断した。旧分類の根拠は反復適用による影響やList3の情報であったため削除し、SIDS（2008）の情報をもとに区分を変更した。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

(酢酸イソプロピル)

ウサギを用いた眼刺激性試験において、刺激指数は2（最大値10、指数1は原液0.5 mL適用により小範囲で壊死がみられる場合に相当する）であり中等度の刺激性と判断されている（SIDS（2008））。また、角膜に対して腐食性を示す可能性があるが、症状は3-10日以内に回復するとの記載や（PATTY（6th, 2012））、ヒトの眼に対する刺激性を持つとの報告がある（PATTY（6th, 2012）、ACGIH（7th, 2003））。一方で、標準的なドレイズ法による試験において、刺激性は軽度であったとの報告がある（ACGIH（7th, 2003））。以上、中等度の刺激性及び腐食性の可能性との記載から区分2Aと判断した。SIDS（2008）の情報を追加し区分を変更した。なお、本物質はEU DSD分類で「Xi; R 36」、EU CLP分類で「Eye Irrit. 2 H319」に分類されている。

呼吸器感作性又は皮膚感作性

(酢酸イソプロピル)

皮膚感作性： データ不足のため分類できない。なお、モルモットを用いた皮膚感作性試験において、感作性はみられなかったとの報告があるが（IUCLID（2000））、試験法等の詳細について不明であるため区分に用いるには不十分なデータと判断した。

呼吸器感作性： データ不足のため分類できない。

生殖細胞変異原性

(酢酸イソプロピル)

データ不足のため分類できない。In vivoでは、本物質のデータはない。In vitroでは、細菌の復帰突然変異試験で陰性である（SIDS（2008））。なお、本物質はin vivoで急速かつ完全にイソプロピルアルコールに分解される（SIDS（2008））。イソプロピルアルコールはin vivoのマウス骨髄細胞小核試験で陰性の報告がある（SIDS（2008）、JECFA FAS42（1999））。

発がん性

(酢酸イソプロピル)

国際機関等の発がん分類はない。ヒトのデータはない。実験動物のデータは限られるが、雌雄のラット、マウスを用いた2年間吸入ばく露発がん性試験で、マウスでは雌雄とも発がん性がみられなかった。ラットでは、雌に発がん性はみられなかったが、雄に腹膜中皮腫の発生増加傾向が認められ（中皮種の出現数：対照群2匹/50匹、1000 ppm群2匹/50匹、2000 ppm群1匹/50匹、4000 ppm群7匹/50匹、4000 ppmで統計学的有意差あり）、4000 ppm群での中皮種の発生率はヒストリカルコントロールデータの範囲を上回ったとの報告がある（厚生労働省委託がん原性試験（2009）：日本バイオアッセイ研究センター（2009））。以上より、雄ラットでの発がん性が示唆されるが、片性のみの陽性データであり、他の陽性報告が認められないため、「分類できない」とした。

生殖毒性

(酢酸イソプロピル)

データ不足のため分類できない。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

(酢酸イソプロピル)

本物質はヒトに気道刺激性がある（ACGIH（7th, 2001）、PATTY（6th, 2012））。実験動物では、マウスの1605 ppm（6.7 mg/L）吸入ばく露（時間不明）で中枢神経抑制（活動低下）の報告がある（ACGIH（7th, 2001））。この所見は麻酔作用とみなした。以上より、区分3（気道刺激性、麻酔作用）とした。旧分類を変更した。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

(酢酸イソプロピル)

ヒトでは皮膚接触により、反復刺激による皮膚局所の傷害が生じるおそれがある（ACGIH（7th, 2001））との記述以外、反復ばく露影響に関する報告はない。実験動物ではラット又はマウスに本物質蒸気を13週間、又は2年間吸入ばく露した試験において、ガイダンス値範囲を超える区分外の高濃度（1000 ppm 超：ガイダンス値換算：> 4.2 mg/L/6 時間）で、鼻腔の組織変化（嗅上皮の萎縮、呼吸上皮のエオジン好性変化）がみられた（厚生労働省委託がん原性試験（Access on December 2014））。なお、SIDS は本物質の代謝物であるイソプロピルアルコールの反復吸入ばく露試験結果により本物質の有害性を推定しているが、ラット及びマウスに13週間吸入ばく露した結果、ガイダンス値範囲を超える1.23 mg/L 超で、中枢神経抑制症状、赤血球パラメータの減少、及び肝臓相対重量の増加がみられたと報告している（SIDS（2008））。以上、実験動物では吸入経路で区分外相当と考えられるが、他経路における毒性情報、ヒトでの有害性知見がなく、データ不足のため分類できない。なお、旧分類ではList 3 の情報源よりヒトで呼吸器及び肝臓に障害を及ぼす危険性があるとの記述より、区分1（呼吸器、肝臓）に分類されたが、ヒトで呼吸器、肝臓への慢性ばく露影響に関する報告は、List 1（ACGIH（7th, 2001）、SIDS（2008）、JECFA（1999）、PATTY（6th, 2012））、List 2（HSDB（Access on December 2014））、List 3（GESTIS（Access on December 2014）、ICSC（1999））のいずれの情報源にも記述はなく、「呼吸器」は急性ばく露影響として気道刺激性による影響として記述されているに過ぎない。よって、本分類では呼吸器、肝臓ともに標的臓器の対象外とした。

吸引性呼吸器有害性

(酢酸イソプロピル)

データ不足のため分類できない。

## 12. 環境影響情報

水生環境有害性(急性)

(酢酸イソプロピル)

甲殻類（ブラインシュリンプ）の48時間LC50=110000 µg/L（AQUIRE、2003）から、区分外とした。

EC50 ミジンコ 1 : 110 mg/l

水生環境有害性(長期間)

(酢酸イソプロピル)

難水溶性でなく（水溶解度=30900mg/L（PHYSPROP Database、2005））、急性毒性が低いことから、区分外とした。

残留性・分解性 : データなし

生体蓄積性 : データなし

生態系 - 土壌 : データなし

オゾン層への有害性 : データなし

## 13. 廃棄上の注意

廃棄方法 : 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。  
この製品、容器は適法な設備、方法で処理するか、もしくは正式認可を得た処理業者に内容を明確に開示して処理を委託する。

## 14. 輸送情報

国連番号/国連分類

国際規制

国連番号 : 1220  
正式品名 : 酢酸イソプロピル  
輸送危険物分類 : 3 - 引火性液体類  
容器等級 : II

国内規制

|             |                                                        |
|-------------|--------------------------------------------------------|
| 緊急時応急措置指針番号 | : 129                                                  |
| 海上規制情報      | : 船舶安全法の規定に従う。                                         |
| 航空規制情報      | : 航空法の規定に従う。                                           |
| その他の情報      | : 運搬に際しては容器に漏れないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 |

## 15. 適用法令

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 毒物及び劇物取締法            | : 非該当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 労働安全衛生法              | : 第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）<br>酢酸イソプロピル<br>作業環境評価基準（法第65条の2第1項）<br>酢酸イソプロピル<br>名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）<br>酢酸イソプロピル<br>危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号）<br>酢酸イソプロピル<br>名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）<br>酢酸プロピル（政令番号：182）<br>特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者（法第66条第2項、施行令第22条第1項）<br>酢酸イソプロピル |
| 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法） | : 非該当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 消防法                  | : 第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体（法第2条第7項危険物別表第1・第4類）                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 大気汚染防止法              | : 揮発性有機化合物 法第2条第4項（有機溶剤中毒予防規則中の該当物質）<br>酢酸イソプロピル                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 船舶安全法                | : 引火性液体類（危規則第2、3条危険物告示別表第1）                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 航空法                  | : 引火性液体（施行規則第194条危険物告示別表第1）                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 海洋汚染防止法              | : 有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第1）<br>酢酸イソプロピル                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 外国為替及び外国貿易法          | : 輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」<br>酢酸イソプロピル<br>輸出貿易管理令別表第1の16の項<br>酢酸イソプロピル<br>輸出貿易管理令別表第2（輸出の承認）<br>酢酸イソプロピル                                                                                                                                                                                                             |
| 港則法                  | : その他の危険物・引火性液体類（法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 道路法                  | : 車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2）<br>酢酸イソプロピル                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法） | : 廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの（平10三省告示1号）<br>酢酸イソプロピル                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 労働基準法                | : 疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）<br>酢酸イソプロピル                                                                                                                                                                                                                                                                          |

## 16. その他の情報

### 免責条項

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。

ここに記載されたデータは最新の知識及び経験に基づいたものです。安全性データシートの目的は当該製品を安全に取り扱って頂くための情報を提供するものです。ここに記載されたデータは製品の性能について何ら保証するものではありません。